

名寄市告示第 133 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 及び第 167 条の 11 の規定により、令和 8 年度及び令和 9 年度における名寄市が発注する物品及び委託業務等並びに令和 8 年度工事の請負等（中間受付）に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格、資格審査の時期及び方法等について、次のとおり定める。

令和 7 年 12 月 8 日

名寄市長 加 藤 剛 士

競争入札等に参加する者に必要な資格等

第 1 資格

1 基本的資格要件

- (1) 名寄市が発注する工事の請負等並びに物品及び委託業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、政令第 167 条の 4 第 1 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する者又は政令第 167 条の 4 第 2 項（第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、競争入札への参加を排除されている者であってはならない。
- (2) 名寄市暴力団排除条例（平成 25 年名寄市条例第 26 号）第 2 条第 1 号から第 3 号に該当しないこと及び名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年名寄市訓令第 1034 号）第 6 条による措置を受けていない者
- (3) 北海道内に本社又は支社及び営業所を有していること。ただし、工事請負及び工事に関連する設計、測量等については所在地の要件は問わない。
- (4) 国税（法人税、消費税及び地方消費税）に未納がない者
- (5) 市町村税（特別区にあっては都税）に未納がない者
- (6) 受任先がある場合、受任先の所在する市町村税に未納がない者
- (7) 次に定める届出の義務を履行している者（当該届出義務がない者を除く。）であること。
 - ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

2 審査基準日

令和 8 年 1 月 1 日

3 資格審査が必要な契約の要件

- (1) 工事請負及び印刷の請負等は一件 200 万円を超える契約
- (2) 物品の購入が一件 150 万円を超える契約
- (3) 物件の賃貸借が一件 80 万円を超える契約
- (4) 物件の売払いが一件 50 万を超える契約
- (5) 工事に関連する設計、測量等その他業務委託等が一件 100 万円を超える契約
- (6) 名寄市財産に関する規則（平成 18 年規則第 62 号）第 69 条に定める貯蔵物品の契約

4 契約の種類による資格要件

次の第1号から第6号に掲げる事項に係る申請は、北海道内に本社、支社及び営業所を有している者であること。

(1) 物品購入、印刷の請負及び物品の賃借等の契約

物品購入、印刷の請負及び物品の賃貸契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和8年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 物品の製造又は販売が法的許認可を必要とする場合については、許可、認可又は登録を受けていること。

(2) 情報システムの導入開発に係る契約

情報システムの導入開発に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に情報システムの導入開発実績を有していること。

ウ 2年以上の経験を有するシステムエンジニア又はプログラマーを有していること。

(3) I C T支援業務に係る契約

I C T支援業務に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア システム開発やシステム保守など情報処理業務の経験を2年以上有していること。

イ 法的許認可を必要とする場合は、許可、認可又は登録を受けていること。

(4) 警備、清掃、運送及び管理業務等に係る契約

警備、清掃、運送及び管理業務等に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 警備、清掃、設備保守など管理等法的許認可が必要な業務については、許可、認定又は登録を受けていること。

イ 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に申請種目の実績を有していること。

(5) 森林整備に係る契約

森林整備に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に皆伐または伐採の実績を有していること。

(6) 福祉サービス、有害鳥獣処分業務に係る契約

福祉サービス、有害鳥獣処分業務に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

ア 令和8年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること。

イ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間にその事業にかかる売上高を有していること。

ウ 法的許認可を必要とする場合は、許可、認可又は登録を受けていること。

(7) 工事の請負契約

工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 令和8年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）による許可を受けている者で、許可を受けて2年以上その営業を行っていること。
- イ 資格審査の申請をする日の直前における建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の申請をした日の直前の営業年度の終了日の直前2年度分の決算により、同項に規定する国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営事項審査を受けていること。
- ウ 資格審査の申請をする日の直前における経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度の終了日の直前2年度分の決算において、完成工事高を有していること。

（8）建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならぬ。

- ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による1級建築士事務所又は2級建築士事務所について登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者についてはこの限りではない。
- イ 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

（9）土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- ウ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

（10）測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- ア 測量法（昭和24年法律第188号）による測量業者の登録を受けていること。
- イ 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間にその事業に係る売上高を有していること。
- エ 資本金が300万円以上又は従業員が3人以上であること。

5 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、第1第4項に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しないものとする。

- （1）中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- （2）中小企業等協同組合のうち企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

6 資格の有効期間

資格の有効期間は、物品購入・委託業務等にあっては令和8年度及び令和9年度、建設工事等にあっては令和8年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加資格者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令 167 条の 4 第 1 項に規定する者となったとき。
- (2) 政令 167 条の 4 第 2 項に規定する競争入札への参加を排除される者となったとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定により許可、免許及び登録等を要する場合において、当該許可、免許及び登録等を取り消されたとき。
- (4) 建設工事等競争入札参加資格申請書、若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (5) 本告示第 1 第 4 項又は第 5 項に定める要件を欠くに至ったとき。

第 3 資格審査の申請時期及び方法等

資格審査の時期及び方法等は次の各項のとおりとする。

1 申請時期

- (1) 申請時期は次のとおりとする。
 - ア 物品購入等第 1 第 4 項第 1 号から第 6 号までは令和 8 年 1 月 13 日から令和 8 年 1 月 22 日までとする。
 - イ 建設工事等第 1 第 4 項第 7 号から第 10 号までは令和 7 年 12 月 10 日から令和 8 年 1 月 30 日までとする。
- (2) 中小企業等協同組合又は協業組合が中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）の行う官公需適格組合の証明を受けたときは、当該中小企業等協同組合又は協業組合については、前号によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (3) 設立の際の構成員の過半数が競争入札参加資格者である企業組合又は協業組合については、第 3 第 1 項第 1 号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (4) 特に市長が認めた者については、市長の指定する日とする。

2 申請書の提出方法

- (1) 物品購入等第 1 第 4 項第 1 号から第 6 号までは名寄市役所ホームページよりインターネット申請すること。
- (2) 建設工事等第 1 第 4 項第 7 号から第 10 号までは一般財団法人北海道建設技術センターが実施する北海道市町村入札参加共同審査によりインターネット申請すること。

3 資格審査の再申請

競争入札参加資格者は、次に掲げるいずれかの場合に該当したときは、その都度資格審査の再申請を行わなければならない。

- (1) 競争入札参加資格者の営業が相続、合併又は譲渡により移転された場合
- (2) 中小企業等協同組合である競争入札参加資格者がその構成員（競争入札参加資格者である組合員に限る。）を変更した場合
- (3) 企業組合又は協業組合である競争入札参加資格者がその構成員を変更した場合